

## 地域医療連携推進法人の設立について

北播磨医療圏における医療機関の機能分化・連携強化を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域完結型医療の実現を目指すため、「地域医療連携推進法人」を設立する。

<b>1 名 称</b>	きたはりまメディカルネットワーク
<b>2 医療連携推進区域</b>	三木市、小野市、加西市
<b>3 参加法人等</b>	北播磨総合医療センター企業団（北播磨総合医療センター） 加西市（市立加西病院）

### 4 理念・運営方針

#### (1) 理念

北播磨医療圏における医療機関の機能分化・連携強化を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域完結型医療の実現を目指す。

#### (2) 運営方針

- 地域のニーズに則した医療が提供できるよう、参加医療機関相互間の機能分化・連携強化を推進し、医療資源の効率的かつ効果的な活用と、質の高い医療サービスの提供に取り組む。
- 厳しさを増す経営環境下において、参加法人が安定的かつ持続的に医療機能の提供ができるよう、参加法人の経営に資する各種医療連携業務やその調整に取り組む。
- 医療人材の確保の困難性が高まる中、人材の確保と有効的な人材活用を推進することで、各医療機関に必要な人材の確保とその質の向上に取り組む。

### 5 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

#### (1) 地域医療構想に基づく機能分化と連携強化

北播磨医療圏の将来人口推計を踏まえた新たな地域医療構想を見据え、急性期医療の中核病院（高度急性期、急性期）としての役割を北播磨総合医療センターが担い、後方支援病院（初期救急、回復期、在宅医療）としての役割を市立加西病院が担うことで、医療提供体制を確保するとともに、北播磨医療圏における地域包括ケアシステムの構築に寄与する。

#### (2) 医療従事者の確保・育成

高度急性期から回復期の医療サービスを提供するため、医師をはじめとする医療従事者を確保、育成、人材交流する仕組みを構築する。

#### (3) 医療機器の重複投資の抑制

参加医療機関間で機能分化・連携強化を推進することにより、医療機器の重複投資の抑制と共同利用できる仕組みを構築する。

#### (4) 経営効率化

医療機関がそれぞれの役割に応じた医療提供体制を整備するとともに、医薬品、

医療材料等の一括価格交渉による購入を推進することで費用を抑制する一方、参加医療機関間の連携を強化して、医療DXの導入促進を図ることで経営の効率化を進める。

#### (5) 感染症連携

新興感染症については、市立加西病院が引き続き、第二種感染症指定医療機関としての役割を担うとともに、新興感染症の発生、まん延状況に応じて、北播磨総合医療センターと連携し、医療提供体制を確保する。

### 6 理事及び監事

#### (1) 理事 3名

西村 善博 (北播磨総合医療センター 病院長) 代表理事  
黒田 良祐 (神戸大学医学部附属病院 病院長)  
生田 肇 (市立加西病院 病院長)

#### (2) 監事 1名

大橋 節代 (小野市市民福祉部参事)

### 7 地域医療連携推進評議会（8人以内）

理事会において、次に掲げる者の中から選任する。

- ・医療又は介護を受ける立場にある者
- ・診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体
- ・学識経験を有する者その他の関係者

### 8 主たる事務所及び事務局

- (1) 主たる事務所 小野市市場町926-250（北播磨総合医療センター内）  
(2) 事務局 北播磨総合医療センター管理部経営管理課

### 9 活動開始(目標) 令和8年度

#### ◆今後のスケジュール

- ・1月下旬 一般社団法人の設立申請
- ・2月上旬 兵庫県に地域医療連携推進法人の認定申請

#### ※地域医療連携推進法人とは

医療法第70条の規定に基づく「新しい法人形態」であり、県の認可を受けて複数の医療機関が個々の経営は継続させながら、地域医療連携推進法人に社員として参画し、医療従事者の相互派遣、共同研修、医薬品・医療機器・その他物資の共同購入等を行い、地域の効率的な医療提供体制の確保を目指す法人です。

全国で58法人(R7.10.1現在)、県内では、地域医療連携推進法人 川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク(認定日:令和3年4月1日)、地域医療連携推進法人 神戸圏域放射線治療共同利用連合(認定日:令和7年4月1日)の二法人。

なお、地域医療連携推進法人の設立及び参画について、病院事業運営の範疇の行為であるため、企業団議会の議決は不要(国・県に確認済み)となっています。